



JAの団信は、JA共済だから、支払い基準が“やさしいね”

# 団体信用生命共済

死亡または  
所定の支払事由に該当されたら

住宅ローン  
の残高が **0** 円に

下記の1、2に該当したとき、支払事由発生時における債務残高相当額がJAに支払われます

## 1 死亡されたとき

2 お借入後に生じた傷害または疾病により、次のいずれかの後遺障害の状態になられたとき

- ① 両眼の視力が0.02以下になったもの
- ② 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
- ③ 咀嚼の機能を廃したもの（流動食以外のものが摂取できない）
- ④ 言語の機能を廃したもの
- ⑤ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑥ 両手の手首の全部を失ったもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神関係、神経系統、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができるもので、終身にわたり、全く労務につくことができないもの

## ここがポイント

団信ってどこも一緒じゃないの？

後遺障害の認定が、JA共済基準なので  
“やさしいのです” (\*^\_^\*)  
ぜひよく見てください  
JA共済の良さをわかっていただけるはずですよ

## さらに!!

この団信には、特約として  
「9大疾病補償」、「三大疾病保障」、  
「長期継続入院保障」  
のいずれかを付加できます。

9大疾病も特約でつけられるんだね!

詳しくは、JA佐波伊勢崎ローンセンターホームページの各種保障付住宅ローンにてご確認ください。

9大疾病補償付  
住宅ローン

3大疾病保障付  
住宅ローン

長期継続入院  
保障付  
住宅ローン

これは安心だね。  
JAの団信に決めた!